

新潟市戸籍等証明交付手数料免除に関する取扱要領

新潟市手数料条例別表(1)市民生活部関係7から10までの手数料については、下記のとおり同条例第4条第4号の規定により全部を免除するものとする。

記

- 1 更生保護会から保護観察所長名で事業遂行上必要のため、別表(1)の7に規定する戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍謄抄本等」という。）、若しくは同表(1)の8に規定する除籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍謄抄本等」という。）、又は同表(1)の9若しくは同表(1)の10に規定する記載事項証明書の交付請求があったとき。
- 2 民生委員から次の各号に規定する交付請求があったとき。
 - (1) 別表(1)の7に規定する戸籍謄抄本等又は同表(1)の9に規定する戸籍記載事項証明書が生活保護法に基づく保護事務等の職務上必要な場合。
 - (2) 別表(1)の7に規定する戸籍抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の一部を証明した書面が生活保護法による被保護者に代わり恩給法に基づく扶助料請求に必要な場合。
- 3 日本たばこ産業株式会社から塩専売事業に係る職務上必要のため、別表(1)の7に規定する戸籍謄抄本等若しくは同表(1)の8に規定する除籍謄抄本等又は同表(1)の9若しくは同表(1)の10に規定する記載事項証明書の交付請求があったとき。
- 4 市内に本籍を有する者から、市内他区への分籍届又は転籍届に添付するため、別表(1)の7に規定する戸籍の謄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面の交付請求があったとき。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月6日から施行する。